

令和元年度 第1回 大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会 議事要旨

日 時： 令和元年7月31日(水) 10:00～12:00

場 所： 西大阪治水事務所 1階会議室

出席者： 石垣委員(会長)・平田委員・貫上委員・島田委員・田中委員 計5名

まとめ：

■神崎川下流エリアにおける河床掘削工事に伴うダイオキシン類汚染底質対策について

- ・神崎川下流エリアにおける河床掘削工事に伴うDXN対策について、原案どおり覆砂対策を行うことについて了承された。ただし、工事後のモニタリング方法については、次回、審議することとなった。

■その他報告事項について

- ・各事業を進めるにあたっての意見が出された。

概 要： [以下、○委員 ●事務局]

(1) 神崎川下流エリア(猪名川合流点から河口まで)における河床掘削工事に伴うダイオキシン類汚染底質対策について

○この底質対策は何年間抑えておくことを目指しているのか。(田中委員)

●何年とは定めておらず、状況をみながらということになる。

○1年後に30cm残っている、という結果。この覆砂は例えば、2年後にはもう少し少なくなっているのか。100cmを70cmにするというのは長期的な視点では大きな負荷がかかる。(田中委員)

●まずは1年間は保った、ということ。長期的な変動についてはモニタリングを実施する。次回、1年後以降も含めたモニタリングの結果を整理したものをお示しするので、ご審議いただきたい。

○その結果をみないと、判断は難しいと思う。(田中委員)

○砂が流速によりどう動くのかについては、限界掃流力のようなもので判断していると思うが、上流部で70cmが有効であると判断した根拠を示されたい。(石垣委員)

●本日の資料には添付していないが、当時、施工してから1年間の流速を測っており、その流速をもとに検討したところ、覆砂に使用した砂や底質は動くという計算結果であった。厚みについては計算できないためモニタリングを行うこととし、当時のモニタリングにおいて覆砂の上部の20cmが入れ替わっていることが確認されている。長期的な視点や大きな出水に関しては、これからモニタリング結果をお示しして議論いただきたい。

○過去に70cmの覆砂の施行を行った場所の流れの状態と、今回、施工を行う場所の

流れの状態はどうなっているのか。（平田委員）

- 資料1の8ページに流れの状態の比較結果を示している。今回、施工する場所は河口に近く、上流に比べて流速は平常時も洪水時も緩やかである。
- 下流の方が、流速が遅いのは普通の話である。上流側で70cmの覆砂を行っており、今のところ20cm程度であるので、より流速の遅い下流側では当然70cmで安全だろうということになる。河口部で覆砂の厚さを変えらるとなると上流部での議論を再度、やり直すことになる。この理解でよいのか。（平田委員）
- そうである。
- 下流側の流速が遅いということは、上流部の70cmより少なくしてもいいのではないかと考えるもあるが、その場合は、新たな厚さに対応した実証実験を行う必要があるため、より流速の早い上流部と同じ厚さにすれば多分安全だろうという理解でよいのか。（平田委員）
- そのとおりである。
- 今日の段階でどこまで決めないといけないのか。（貫上委員）
- 覆砂厚が70cmでよいのかという事についてご議論いただきたい。
- 70cmでいいかどうかは、上流部のモニタリング結果を見てみないと分からない（貫上委員）
- 上流部について、覆砂厚がどの程度残っているのかは、すぐにモニタリングできないが、表層のダイオキシン類による汚染の有無は確認している。施工後10年たった場所においても表層にダイオキシン類による汚染はないことを確認している。また、議題2の資料になるが、ここ3年の結果ではあるが河床高のモニタリングも実施しており、大きな変動がないことを確認している。
- 3年間の河床変動で10年前のものを確認したことになるのかということを含めて、本日、どこまで決めるのかを示してもらいたい。（貫上委員）
- まずは施工しないと、モニタリングの実施ができないので、本日は、70cmの覆砂厚さによる施工でいいのかということについてご議論いただきたい。当然、70cmで将来的に問題ないとは認識しておらず、しっかりとモニタリングしていく必要があると考えている。例えばであるが、モニタリングの方法について、付帯条件としてお示しいただいたうえで、施工方法について判断いただくことはできないか。
- 調査結果が11月に出るとのことだが、その結果と工事スケジュールは関係について詳細に教えてもらいたい。（島田委員）
- 猪名川合流点より下流は3年程度、その上流部は1、2年で完了できればと考えている。工事にあたって、覆砂が必要な場所がどこなのかが11月の結果で分かることになる。
また、治水目的の工事のため下流から実施することになる。

- 資料1の8ページをみると3番は、どちらかというところのように思える。海岸工学的に波の影響を考えると必ずしも3番は1番より安全と判断できないのではないか。（田中委員）
- 1番及び3番については、ともに潮の満ち引きを考慮し最大の流速を算出している。
- 河川工学的に言えば、10年というモニタリング期間よりも、その間に大きな出水があったかどうかの方が問題になる。（石垣委員）
- 正確な資料はないが、昨年の西日本豪雨が大きなイベントになるのではないかとと思う。
- 表層にダイオキシン類が出てきていないことは確認しているのか。（石垣委員）
- 表層では、全て基準をクリアしていることを確認している。
- 11月に出るのは、上流部の覆砂の厚みがどうなっているのかということなのか。（石垣委員）
- そうではない。11月に出るのは、今回、治水事業の対象としている区間のダイオキシン類の深さ方向のデータである。
- 河床高調査の話が出たので、議題2で予定した内容ではあるが資料2について先に説明をする。
- ⇒資料2について事務局より説明
- 上流部における覆砂は、断面方向に均一に行うのか、それとも現況の河床にそった形で行うのか。（貫上委員）
- 下流部の治水掘削事業では、計画河床まで掘ることとなっているが、上流部は、浄化区間であるため、現況の河床にそった形で70cm掘削した後、70cmの覆砂を行っている。
- 今の段階では、河床の測定もしておらず計画河床まで掘り下げることであればこの数字でかまわないと思われる。ただ、一つ懸念があるとすれば、どれくらいの規模までだったらこの70cmでいいのかという縛りは出てくるかもしれない。（石垣委員）
- 浄化事業と治水事業の違いはあるが、浄化事業で行った知見を治水事業で環境対策として用いているという位置付けを整理した資料をつけていただきたい。本日の議論をどのような根拠で行ったのかということが後で分かるように資料を残していただきたい。（島田委員）
- 整理した資料を作成する。
- 今回の審議では、神崎川の下流部において環境基準を超過したダイオキシン類対策として、上流エリアと同様の覆砂工法を行ったうえで、モニタリングを行うということを承認いただければとのことだが、委員の皆様いかがか。（石垣委員）
- モニタリングの中には、河床高の調査も含まれるのか（貫上委員）

●モニタリングには、河床高調査も含まれる。

○河床高だけでなく、覆砂厚の変化ということでいいか。(石垣委員)

●そのように考えている。

○では、事務局で答申案を作成しているようなので、各委員は確認をしてもらいたい。(石垣委員)

○ここでいうモニタリングとは、どういう内容になるのか。(貫上委員)

●モニタリングとしては、底質のダイオキシン類の調査については当然、行うつもりであるがその他の具体的な内容については、次回の審議会で審議いただければと考えている。

○本日の審議をふまえた答申の内容の修正については、私に一任していただいてよろしいか。修正したものについては、事務局から各委員に説明をお願いします。(石垣委員)

(2) 神崎川におけるダイオキシン類汚染底質対策の実施状況について

○この件については、議題1の審議の中で報告を受けたということで次にいきます。(石垣委員)

(3) 正蓮寺総合整備事業について

①現在の工事・現場状況及び今後の工事について

《下水道工事計画について》

・意見なし

《大阪市此花下水処理場ポンプ場の整備について》

・意見なし

《公園整備計画について》

・意見なし

②正蓮寺川における工事中の環境監視結果について

・意見なし

(4) 平成30年度の府内河川等におけるダイオキシン類環境調査結果について

・意見なし

一般傍聴からの発言受付

発言なし